

一般財団法人ピジョン奨学財団
平成27年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

ピジョン奨学財団では、わが国の新生児、小児、妊産婦医療の振興とお母さんと赤ちゃんの健やかな生活、成長に寄与することを目的として、国内の総合大学医学部又は医科大学で医学を専攻する学生で、将来、新生児科、小児科又は産科を志すものに対して奨学金を支給します。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学金の使途については、本人の自由とします。
- (3) 本制度以外の奨学金を受けている方の応募も可能ですが、選考にあたっては他の給付型奨学金を受給していない方を優先します。

3. 奨学生の応募資格

下記の大学において医学系の学科を専攻する5年生又は6年生(平成27年4月1日現在)であり、将来、新生児科、小児科、産科の医師を志す者

- ・東京大学(東京都文京区)
- ・東京医科歯科大学(東京都文京区)
- ・千葉大学(千葉県千葉市)
- ・筑波大学(茨城県つくば市)
- ・横浜市立大学(神奈川県横浜市)
- ・慶應義塾大学(東京都新宿区)
- ・順天堂大学(東京都文京区)
- ・昭和大学(東京都品川区)
- ・東京慈恵会医科大学(東京都港区)
- ・日本医科大学(東京都文京区)

4. 採用人員

5年生：15名程度

6年生：15名程度

5. 奨学金の額と支給の方法

(1) 支給金額

月額5万円

(2) 支給の期間

5年生：平成27年4月から平成29年3月までの2年間

6年生：平成27年4月から平成28年3月までの1年間

(3) 支給の方法

奨学金は、原則として3か月分を3か月ごとに本人名義の銀行口座に振り込みます。

※初回支給は平成27年7月10日ごろを予定(初回のみ6か月分)。以後は10月

10日、平成28年1月10日ごろを予定

6. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を休止、停止又は廃

止をすることがあります。また、奨学金の廃止の事由（下記(3)～(8)）に該当することとなった場合、故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

- (1) やむを得ない事情により大学を休学又は長期にわたって欠席したとき（休止・停止）
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められたとき（休止・停止）
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき（廃止）
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき（廃止）
- (5) 在学する大学における学籍を失ったとき（廃止）
- (6) 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき（廃止）
- (7) 当財団若しくは支援企業の名誉を傷つけ、又は著しく迷惑をかけたとき（廃止）
- (8) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき（廃止）

7. 募集方法

各大学の奨学金担当窓口を通じて募集します。学生からの直接応募は一切受け付けません。

8. 応募の手続

次の書類を揃え、各大学の奨学金担当窓口へ提出してください。

- (1) 奨学生願書（所定の様式）
- (2) 成績証明書（平成26年度分）
- (3) 個人情報の取扱いについての同意書（所定の様式）
- (4) 大学学長等の推薦書

9. 応募締切日

平成27年4月末日（当財団事務局必着）

10. 選考及び決定

- (1) 当財団に設置する奨学生選考委員会の選考を経て、代表理事が決定します。
- (2) 採用決定者については、大学及び本人に通知します。（平成27年6月中旬を予定）

11. その他

応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以上

〒103-8480 東京都中央区日本橋久松町4番4号
一般財団法人ピジョン奨学財団 事務局